

地域活動に必要な備品の購入に補助金が使えます！

令和6年度 一般コミュニティ助成事業の募集について



1. 一般コミュニティ助成事業とは

地域活動に必要な備品の購入について、補助金を交付します。
一般財団法人 自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、実施している事業です。

2. 助成を受けられる団体

地域づくり協議会、自治会、町内会などの住民自治組織

3. 助成の対象となる経費

獅子舞道具や、集会所の音響設備、机などのコミュニティ活動に直接必要な備品の購入にかかる経費。

過去の購入備品や対象外備品については「備品一覧」をご確認ください。

4. 助成金の額

100万円から250万円までの範囲で10万円単位

※経費のうち、10万円未満は切り捨てます。

複数の備品を組み合わせさせていただくことも可能です。

5. 助成事業の流れ

本年度 (R5年度)	9月21日(木)	事前エントリー
	9月29日(金)	提出期限
次年度 (R6年度)	4月上旬	採否通知(市⇒自治会等)
	6月下旬以降	補助金交付申請(自治会等⇒市)
		交付決定通知(市⇒自治会等)
		事業実施(自治会等)
	実績報告(自治会等⇒市)	
		補助金交付(市⇒自治会等)

6. 提出書類（申請）

- (1) 一般コミュニティ助成希望調書（鑑）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 別紙「広報表示の方法」
- (5) 自治会等の団体の規約
- (6) 自治会等の令和5年度事業計画、予算書
- (7) 購入備品の見積書等の写し

(8) カタログのカラーコピーや写真など、事業内容がわかるもの

※様式を確認されたい場合、南砺市ホームページからダウンロードください。

①南砺市HPの検索欄に「一般コミュニティ助成事業」と入力し検索。

②「令和6年度一般コミュニティ助成事業を募集します」記事からダウンロード

南砺市 HP⇒<https://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=26575>



事前エントリー⇒<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/czVcCQRW>



7. 留意点

- ※ 本事業は、一般財団法人 自治総合センターにて採否が決定されます。
- ※ 全国のコミュニティ組織が対象であり、例年申請される数も多いことから、申請しても全てが採択される訳ではありません。
- ※ そのため、希望が10件を超える場合には、「必要性」「緊急性」「妥当性」「実現可能性」「広報の効果」「過去の採択件数・申請回数」などの観点から書類を審査し、10件に絞る可能性があります。
- ※ 本事業で整備する全ての備品には、使用時に見える位置に宝くじの広報表示を行う必要があります。



(参考) 宝くじの広報表示

お問い合わせ先・書類提出先

南砺市 政策推進課 地方創生推進係 (担当：影近)

住所：939-1692 南砺市荒木 1550

電話：23-2052 FAX：52-6338

Email:seisakusuishinka@city.nanto.lg.jp

一般コミュニティ助成事業 備品一覧

過去購入があった備品

■ イベント・お祭り関係

- ・獅子舞用具一式（蚊帳、衣装、笛、鉦、太鼓など。ただし、自治会名以外の団体名の名入れはできません。）
- ・展示パネル（パネル、支柱）
- ・屋体、行燈の修繕
- ・垂れ幕、袖幕、引幕、紅白幕、暗幕など
- ・簡易ステージ（ステージ、ステップ、スカート）
- ・カラーリング用具

■ 設備関係

- ・音響設備（ポータブルアンプ、マイク、スタンドなど）
- ・空調設備（建物埋め込み式は対象外）
- ・照明器具（埋め込み式、電球のみの整備は対象外）

■ 電化製品

- ・テレビ
- ・DVDレコーダー
- ・プロジェクター
- ・モニター
- ・タブレット端末（地域活動に使用していることが必要）
- ・オゾン発生器
- ・プリンター
- ・ノートパソコン
- ・計量器
- ・ブルーヒーター

■ 家具

- ・机、机用台車
- ・椅子、座椅子
- ・キャビネット
- ・カーテン

■外で使用する備品

- ・小型除雪機
- ・ウッドチップパー
- ・草刈り機
- ・小型発電機（防災目的は対象外）
- ・テント
- ・物置（アンカー工事等を伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等は対象。ただし、同時に整備する備品を保管する目的に限る。）

■その他

- ・ホワイトボード
- ・スクリーン

対象外 備品一覧

- ・基礎工事を（アンカー工事を含む）伴う倉庫等
- ・観光目的や教育（学校）行事目的に整備するもの
- ・個人の利用に留まるもの
- ・各戸へ配布するもの
- ・広場の砂場や遊歩道等の整備
- ・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等）
- ・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等）
- ・防災目的の備品
- ・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等）
- ・自転車
- ・動力の付いた屋台、山車等
- ・車両に搭載する目的の備品（無線機等）
- ・防犯カメラ
- ・水車
- ・PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする）
- ・ホテル等の育成に関する設備、備品
- ・一般調理器具（食器、包丁、箸等）
- ・医薬品
- ・照明器具等のうち、電球のみの整備
- ・銃・刀剣類（模造品含む）
- ・電力申請費等の申請に要する費用